平成２４年（フ）第３４７号
名古屋市港区当知４丁目304番地　犬飼ハイツ401号
債務者　川原利恵子こと　咸　利恵子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８１号
神戸市北区西大池２丁目６番211―302号
債務者　島田小百合
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５６号
神戸市長田区丸山町１丁目４番２号　御幸マンション508号
債務者　工藤　達也
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３号
神戸市長田区林山町１番地の67　高取台ロイヤルマンション610号
債務者　長坂　正行
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２号
兵庫県西宮市東山台３丁目49番地20
債務者　藤田　敬二
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４６号
兵庫県西宮市越水町12番22号
債務者　藤本　由美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５６号
兵庫県西宮市門戸東町２番７号
債務者　水谷　晃子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６４号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目12番12号　メゾンイトウ201号
債務者　下村工業こと　下村　幸喜
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1338番地２アンソレイエ202号
債務者　永田　浩二
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第９０号
広島市安芸区阿戸町418―１　介護老人福祉施設くにくさ苑
債務者　柏　　道子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９号
広島県東広島市西条町御薗宇1000番地45　プレジール円城寺102号
債務者　山根　明児
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８１号
高知市神田2271番地170
債務者　藤原　安吉
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３号
福岡県宮若市福丸652番地１
債務者　清水ゆかり
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１５号
福岡県宮若市鶴田1891番地１
債務者　原　美智子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１７号
福岡県宮若市長井鶴847番地９
債務者　藤澤　順子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２４号
福岡県直方市大字下境2532番地
債務者　池上有希子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２０号
福岡県柳川市佃町1198番地６　ＴＯＹＯコーポラス201号
債務者　堤　眞壽夫
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
福岡県柳川市下宮永町665番地
債務者　吉川チツカ
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係